

社会福祉法人颯和会 と き め き パ ス テ ル こ ど も 園 運 営 規 程

(施設の概要)

第1条 社会福祉法人颯和会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ときめきパステルこども園
- (2) 所在地 〒950-1106 新潟市西区ときめき西3丁目4番12号

(施設の目的)

第2条 ときめきパステルこども園（以下「本園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な特定教育・保育を目的とする。

(運営の方針)

- 第3条
- 1 本園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
 - 2 本園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
 - 3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学生、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(特定教育・保育の内容)

第4条 本園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領及び保育指針に基づき、園児の心身の状況に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

- 第5条
- 1 本園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。
 - 2 本園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実践すること必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
 - 3 本園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の配置については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例で定める配置基準以上とする。なお、員数は入園人数により変動することがある。

- (1) 園長 1人 副園長 1人
園長 副園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的行う。
- (2) 主幹保育士 2人（1号・2・3号）
主幹保育士は、園長 副園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 20 人（※常勤・非常勤・補助含む） 看護師 1 人
保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 調理員 2 人（委託業者(株)味家職員）
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (5) 栄養士 1 人同（委託業者(株)味家職員）
栄養士は、給食の管理、事務、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (6) 嘱託医 1 人
嘱託医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、年 2 回の内科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (7) 嘱託委歯科医 1 人
嘱託歯科医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、年 1 回の歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第7条 1 本園の保育を行う日は次のとおりとする。

- (1) 1 号において本園の保育を行う日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、本園が定める春休み・夏休み・冬休みを除く。
- (2) 2 号 3 号において本園の保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

2 本園は 1 の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、1 に規定する休園日に特定教育・保育を提供することがある。

3 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育を行う時間）

第8条 本園が定める開園時間は、午前 7 時から午後 7 時 30 分とする。但し、土曜日は午前 7 時から午後 7 時とする。保育を行う時間は次のとおりとする。

- (1) 1 号認定に関する教育時間（4 時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で保育 1 号認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 1 時までとする。

ただし、本園が定める保育時間（4 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前 7 時から午前 8 時 59 分までの範囲内で早朝保育を行う。

また、放課後特別保育として、月曜日から金曜日 午後 1 時 01 分から午後 6 時までの範囲内で保育を行う。休日預かり保育として、土曜日、春休み・夏休み・冬休み 午前 9 時から午後 4 時までの範囲内で保育を行う。

- (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から土曜日 午前 7 時から午後 6 時までとする。

ただし、本園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午後 6 時 01 分から午後 7 時 00 分までの範囲内で延長保育を行う。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から土曜日 午前 8 時から午後 4 時までとする。

ただし、本園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前 7 時から午前 7 時 59 分、午後 4 時 01 分から午後 7 時 00 分までの範囲内で延長保育を行う。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 本園は、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新潟市条例第 56 号）第 13 条第 1 項の規定により、園児の居住する市が定める利用者負担額を、園児の保護者から徴収する。その他本園の特定教育・保育の提供における便宜に要する費用については保護者より実費の負担を受けるものとする。

- (1) 個人教材 制服・制帽・通園かばん※3 歳児以上
- (2) 早朝・延長料金 放課後特別保育・休日預かり保育料※1 号
- (3) 副食費※3 歳児以上
- (4) 親子遠足に係る費用（バス代）※3 歳以上
- (5) その他本園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

(利用定員)

第10条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

1 号認定 15 人 2 号認定 60 人 3 号認定 30 人 合計 105 人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第11条 1 本園は、教育標準時間認定子どもの保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。利用定員の総数を超える場合においては、本園の教育理念に基づく選考等、事前に本園の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

2 本園は、市が行った利用調整により、本園の利用が決定されたときは入園承諾書を交付する。

3 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用園児の支給認定保護者とその内容を確認する。

4 本園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学した時。
- (2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
- (3) 保護者から園利用の取消しの申出があったとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(学年及び学期)

第 12 条 当園の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を次の 3 学期に分ける。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(緊急時における対応方法)

第 13 条 1 本園は保育を行う中で、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育を行う中で、事故が発生した場合は、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。又、幼保支援課及び区健康福祉課に報告する。

3 保育を行う中で、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 14 条 1 本園は、非常災害に備えて、消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を決め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火その他必要な訓練を実践する。

2 園独自の「事故防止・危機管理マニュアル」及び「防災対策マニュアル」を作成し、職員に対する研修の実施

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 1 本園は、園児に対する虐待を防止するための措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(1) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(2) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 本園は、保育を行う中で、職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待防止の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の規定に従い、速やかに市保育課及び区健康福祉課・児童相談所等適切な関係機関に通告する。

(苦情対応)

第 16 条 1 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第 17 条 本園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市へ通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

附 則

この規定は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、一部改訂し、2025 年 4 月 1 日から施行する。